

令和6年4月1日

## 2024（令和6）年度：募集要項【第1回】

### ■事業趣旨

地域にとって一番大切な財産は、次代を担う子供たちです。その子供たちが、自分が生まれ育った地域を想い故郷に愛着を抱く気持ちの一助となることを願い、小・中・高の学校での運動や文化系の各種部活動、スポーツ少年団などの活動、大会等の出場に伴う遠征、学校や地域行事などを資金面から応援するため、次の事業を行います。本基金の趣旨をご理解の上、お役立ていただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 北見通運こども応援基金

理事長 武山 昇

### ■募集事業

運営上の都合により、予告なく募集を終了することがあります。また、特定の助成事業への偏りが顕著（年度予算合計の過半）な場合、期間途中でも当該助成事業の募集を停止致します。

【部活動等助成事業】	
助成内容	学校の部活動やスポーツ少年団などの活動に必要な備品・用具類のほか、環境を整備するのに必要な費用。
助成金額	30万円若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
年度予算	100万円
募集期間	公表日より令和6年5月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】
【遠征費等助成事業】	
助成内容	予選会等を経て出場する全道・全国大会などへの遠征に必要な費用。但し、出場選手及び部活動として応援に参加する児童・生徒に係る旅費の不足額に限る。
助成金額	30万円（全国大会は50万円）若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
年度予算	100万円
募集期間	公表日より令和6年5月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】
【行事費等助成事業】	
助成内容	学校行事や子供たちの思い出づくり、故郷への愛着を育むことに資する地域行事などの開催に必要な費用。但し、事業収支上の不足額に限る。
助成金額	30万円若しくは必要な費用の額のいずれか少ない金額
年度予算	100万円
募集期間	公表日より令和6年5月31日まで 【但し、予算消化を以て終了する】

## ■事業の実施にあたって

- (1) 今年度の年間予算総額の範囲内においては、各助成事業の執行状況を勘案し、予算の振替措置等を行うことがあります。
- (2) 各助成事業における1回あたりの上限金額は原則であり、本基金の趣旨に照らし、適當と判断される場合には、これを超えて支給決定する場合があります。
- (3) 同一年度に、同一の申請者が複数の種類若しくは回数の申請をされることになった場合の助成金額の上限については、原則的に合計して30万円（三つの助成事業の現行上限金額）、但し、遠征費等助成事業における全国大会出場の場合は50万円までとなります。
- (4) 遠征費等助成事業において対象とする遠征とは、地区及び支部等の予選会を経るなどして出場権を獲得又は選抜され、北海道若しくは全国規模で開催される大会出場に伴うものとし、オホーツク管内で開催されるものを除く。また、最初の予選会が北海道地区を単位とする場合の全国大会出場における助成金額の上限は、前項に関わらず30万円とします。

## ■対象事業及び費用、事後手続きについて

- (1) 個々の案件について、本基金の趣旨に照らして、助成の可否を判断致しますが、申請者の事業及び活動が、営利目的を伴うもの、或いは特定の主義主張の浸透を含むものであると見なされる場合には、助成の対象になりません。
- (2) 助成対象となる費用とは、本基金の趣旨に沿った事業や活動であり、且つ子供たちのために直接的に充てられるもの、若しくはその効果が直接的に及ぶもので、最低限必要となる内容のものに限ります。申請者の通常の業務維持のため経常的に必要となる費用やそれに類するものは該当致しません。
- (3) 助成金の支給を受けた申請者は、事後において遅滞なく、当法人宛に報告書（任意様式）及び使用内容を確認できる関係書類を提出して頂きます。万一、提出を頂けない場合や、承認を受けることなく内容を変更した場合、或いは事業の実施予定日を超えて書面による正当な理由による報告もなく事業が実施されない場合には、支給決定の取り消しや助成金の返還を求めることになります。

## ■応募について

- 【資 格】** 北見市内及びその周辺地域に所在し活動する学校（部局）・スポーツ少年団等及び行事を主催する実行委員会組織などの団体。少年団については、少年団登録があり、団員・指導者・父母の会等支援組織の役割分担によって運営されている社会教育を目的とする団体であることを要件とします。 ※代表者が明確であること
- 【手続き】** 事前照会により応募可能な案件であることを確認した上で、所定の申請書と添付資料をご準備していただきます。支給決定案件は、事業の実績として公表します。
- 【条件等】** 審査は受付（応募）順に行い、今年度内に使用されるものに限ります。

## ■申請先等

- 【事務所】** 北海道北見市大通東2丁目8番地  
TEL 0157 (33) 7117 FAX 0157 (33) 7118  
E-mail [kodomo@kitamitsuun.co.jp](mailto:kodomo@kitamitsuun.co.jp)



北見通運(株)コンテナセンター2階

## 補足説明：【遠征費等助成事業】についての考え方

### 【助成対象とする遠征とは】

- 地区及び支部等（※注1）の予選会を経るなどして出場権を獲得又は選抜され上級大会（※注2）に出場することになったもの。

※注1 ➔ 北見市内、オホーツク管内、北海道地区のいずれかを範囲として開催されるもの

※注2 ➔ 北海道大会（ブロック大会を含む）、全国大会として開催されるもの

### 【助成金額の上限を30万円とする全道大会とは】

- 地区及び支部等の予選会を経るなどして出場する上級大会とし、北見市内及びオホーツク管内の予選会を経るなどして出場する北海道大会（ブロック大会を含む）を想定する。  
但し、最初の予選会が北海道地区を単位とする場合の全国大会もこの取扱いとする。

### 【助成金額の上限を50万円とする全国大会とは】

- 北見市内及びオホーツク管内を範囲とした地区及び支部等の予選会を経るなどして出場した上級大会（北海道大会兼北海道地区予選会）において出場権を獲得又は選抜されて出場する全国大会を想定する。

### 【助成対象としない遠征とは】

- 上記で想定する予選会等を経ることなく出場する試合及び大会等、部活動及び少年団等の活動の前提と見なされるもの。
- オホーツク管内で開催されるもの。